## 2. 申込みから内定までの流れ(2.3号認定児)

**令和9年4月入所(園)希望の場合**



12月28日(月)締切
1次申込

↓

書類審査

↓

1次審査

保育施設等利用調整基準（P38)に基づき選考を行い、選考指数の高い方から入所が決定（内定）します。

↓

1月末頃予定
結果公表

丸亀市ホームページ・幼保運営課窓口で公表します。

内定した場合 / 内定しなかった場合

2次申込

1次選考で内定しなかった方は、全員2次選考の対象となります。
申込みの取下げや内容変更（希望施設の変更等）の手続きをされる方は、前ページに記載の受付場所窓口までお願いします。
**※手続きの締切日は丸亀市ホームページでお知らせします。**

↓

2次選考
（欠員がある場合のみ）

↓

2月中旬予定
結果公表

丸亀市ホームページ・幼保運営課窓口で公表します。

内定した場合 / 内定しなかった場合

入所手続

↓

4月1日～
施設利用開始

5月入所選考

5月以降も入所（園）を希望する場合は、引続き選考対象となります。